

青森県データセンター立地促進費補助金

対象企業	<ul style="list-style-type: none">【1】 県の誘致企業であること【2】 県内にデータセンターを設置する企業であること【3】 操業開始時点において、当該事業所の県内から雇用する従業員等が5名以上であること
交付内容 など	<ul style="list-style-type: none">【1】 通信回線の使用に要する経費 2分の1(限度額:年額3,000万円)【2】 貸しオフィス等の賃借に要する経費 4分の1(限度額:年額700万円)【3】 地元従業員の人材育成に要する経費 2分の1(限度額:年額300万円) ※新規雇用の地元従業員1名につき30万円を限度【4】 補助期間は、【1】、【2】については、36か月以内、【3】については12か月以内とし、その期間の補助金総額の限度額は1億円